

沖縄市介護職員初任者研修等受講費用助成金に係る Q&A

1. 助成対象について

Q1 通信講座でも助成対象となるのか。

A1 都道府県の指定を受けた研修実施事業が実施する講座であれば、通信講座も対象となります。

Q2 非常勤の介護職員が勤務しているが助成対象となるのか。

A2 常勤・非常勤を問わず、助成の対象要件を満たしていれば対象となります。ただし、介護職でない方（事務職、調理員）は対象外となります。

Q3 勤務する者が沖縄市に住所を有していない場合、助成対象となるのか。

A3 沖縄市内の介護保険サービス事業所において勤務中又は勤務予定であれば、市外在住の方でも対象となります。

Q4 研修修了した時点では対象事業所で勤務していたが、その後沖縄市外の事業所に勤務している場合、助成対象となるのか。

A4 申請時において、沖縄市内に所在する助成対象事業所に勤務する人が要件であるため、助成の対象外となります。

Q5 研修を修了し、1年以上経過しているが助成対象となりますか。

A5 申請時において、研修修了の翌日から起算して1年以内であることが要件であるため、助成対象外となります。

Q6 研修費用を法人が負担していない場合、助成対象となるのか。

A6 研修費用等を法人が3/4以上負担していることが要件であるため、法人が負担していない場合は対象外となります。

Q7 勤務開始後 3 箇月以内に同法人の別の事業所に異動になった場合は、助成対象となるのか。

A7 原則として、同一の事業所に3箇月以上継続して勤務していることを助成の要件としていますが、法人内の市内事業所間の人事異動の場合等は認められる場合がありますので、ご相談ください。

2. 助成対象経費について

Q8 研修の受講費用とは何か。

A8 助成対象となる経費については、研修に係る講座の受講費と教材費のみ対象となります。ただし、消費税相当額を除きます。

Q9 研修受講に係る交通費、分割払いに係る手数料、修了不合格者の追試は含まれるのか。

A9 修了試験に合格した方との公平を図るため、交通費、手数料、追試等の費用については、助成の対象外としています。

3. 申請関係について

Q10 助成の要件を満たしていれば、必ず助成金を受け取ることができるのか。

A10 先着順で申請を受け付け、予算の範囲内で助成金を交付します。予算の範囲を超えた場合は助成金の交付はできませんので、助成の要件をすべて満たした方は早めに申請してください。

Q11 受講費用の分割払いにより、完納されていない場合、どの時点で申請すればよいか。

A11 受講費用が完納され、領収書の原本が添付できる時点で申請してください。ただし、申請時において、研修修了の翌日から起算して1年以内であることが要件であるため、ご注意ください。

Q12 領収証を紛失してしまった場合、どうすればよいか。

A12 研修実施事業所に再発行を依頼してください。

Q13 個人による申請もできるのか。

A13 沖縄市内で介護保険サービス事業所を運営している法人であることが要件であるため、個人による申請は対象外となります。